

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>・金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</u></p> <p>- 1 一般的な事務処理等</p> <p>- 1 - 1 一般的な監督事務</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) モニタリング調査表の提出について 財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、金商法第56条の2第1項の規定に基づき次に掲げるモニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。 【金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）へのモニタリング】 ~ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>【金融商品取引業者（投資運用業を行う者）へのモニタリング】</u></p>	<p><u>・金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</u></p> <p>- 1 一般的な事務処理等</p> <p>- 1 - 1 一般的な監督事務</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) モニタリング調査表の提出について 財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、金商法第56条の2第1項の規定に基づき次に掲げるモニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。 【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】 ~ (略)</p> <p><u>【国内所在の金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利に係る募集・私募又は募集の取扱い・私募の取扱いを行う者へのモニタリング（ファンド毎に実施）】</u> _____ ファンド名 _____ ファンドの種類 _____ 投資対象 _____ 運用財産額又は運用財産予定額 _____ 募集等額</p> <p><u>【国内所在の金商法第2条第8項第15号ハの業務を行う者及び定義府令第16条第1項第10号ホの届出を行っている者へのモニタリング（ファンド毎に実施）】</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

<p>ファンド名 ファンドの種類 運用財産総額</p> <p>(5) ~ (8) (略)</p> <p>- 2 苦情処理・情報提供等</p> <p>(1) 苦情等への対応 金融商品取引業者等及び金融商品取引に関する苦情に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局にあっては担当課室が、第一義的な苦情受付窓口となるが、申出人に対しては、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき金融商品取引業者等の経営の健全性を確保することが当局の職務であることを明確に説明するとともに、金商法に基づき苦情対応・処理を行う機関として、金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体を紹介するものとする。</p> <p>(2) 情報の蓄積 金融商品取引業者等に関する苦情・情報提供のうち、金融商品取引業者等の経営の健全性を確保する上で参考になると考えられるものについては、その内容を記録(別紙様式 - 12)するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課室に報告するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>ファンド名 ファンドの種類 投資対象 運用財産額 純財産額 自己・受託の別</p> <p>(5) ~ (8) (略)</p> <p>- 2 相談・苦情等への対応</p> <p>(1) 基本的な対応 金融商品取引業者等及び金融商品取引に関する相談・苦情等に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局にあっては担当課室が、第一義的な受付窓口となるが、申出人に対しては、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき金融商品取引業者等の経営の健全性を確保することが当局の職務であることを明確に説明するとともに、金商法に基づき相談・苦情等への対応を行う機関として、金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体を紹介するものとする。</p> <p><u>なお、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が金融商品取引業者等側への情報提供について承諾している場合には、原則として、監督部局において、当該金融商品取引業者等への情報提供を行うこととする。</u></p> <p>(2) 情報の蓄積 各財務局においては、金融商品取引業者等に関する相談・苦情等のうち、金融商品取引業者等の経営の健全性を確保する上で参考になると考えられるものについては、その内容を記録(別紙様式 - 12)するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課室に報告するものとする。</p> <p>(3) 金融サービス利用者相談室との連携 監督部局においては、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・</p>
---	--

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

<p>・監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 3 - 1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 1 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保）</p> <p>証券化商品の中には、複雑な構造を有し、組成・販売の過程に複数の関係者が介在するものがあり、原資産の組成者から、証券化商品の組成者、販売者（場合によっては二次販売者）投資家に至る一連の流れの中で、原資産の内容やリスクにつき適切な情報伝達が行われない場合には、投資家におけるリスクの的確な把握が困難になるおそれがある。</p> <p>証券化商品の取引は、基本的にはプロ同士（証券会社等と適格機関投資家等）の取引と考えられるため、法令上の開示規制や業者の説明義務の対象にはならない可能性が高いものの、その販売に関しては、<u>上記の視点も踏まえ、以下のような点に留意するものとする。</u></p> <p>なお、証券会社等が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。</p> <p>～ (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p><u>苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるものとする。</u></p> <p>相談室から回付される相談・苦情等の分析</p> <p>相談室との情報交換</p> <p>・監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 3 - 1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 1 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保）</p> <p>証券化商品の中には、複雑な構造を有し、組成・販売の過程に複数の関係者が介在するものがあり、原資産の組成者から、証券化商品の組成者、販売者（場合によっては二次販売者）投資家に至る一連の流れの中で、原資産の内容やリスクにつき適切な情報伝達が行われない場合には、投資家におけるリスクの的確な把握が困難になるおそれがある。</p> <p>証券化商品の取引は、基本的にはプロ同士（証券会社等と適格機関投資家等）の取引と考えられるため、法令上の開示規制や業者の説明義務の対象にはならない可能性が高いものの、その販売に関しては、<u>上記の視点も勘案し、日本証券業協会自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」を踏まえ、以下のような点に留意するものとする。</u></p> <p>なお、証券会社等が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。</p> <p>～ (略)</p> <p>(6) (略)</p>
---	--

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

V. 監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業)

- 2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)
- 2 - 1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性
- 2 - 1 - 1 勧誘・説明態勢

(1) ~ (3) (略)

(4) 証券化商品の販売に係る留意事項(証券化商品の追跡可能性(トレーサビリティ)の確保)

みなし有価証券販売業者の中には、金商法第2条第2項第1号及び第2号に規定する信託受益権について第28条第2項第2号に規定する行為を業として行う者(以下「信託受益権販売業者」という。)があるが、これらの者が取り扱う証券化商品(信託受益権)についても、原資産の情報が投資者に適切に伝達されることが重要である。そのため、以下のような点に留意するものとする。

なお、信託受益権販売業者が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。

~ (略)

(5) (略)

. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)

- 2 業務の適切性(投資運用業)

V. 監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業)

- 2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)
- 2 - 1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性
- 2 - 1 - 1 勧誘・説明態勢

(1) ~ (3) (略)

(4) 証券化商品の販売に係る留意事項(証券化商品の追跡可能性(トレーサビリティ)の確保)

みなし有価証券販売業者の中には、金商法第2条第2項第1号及び第2号に規定する信託受益権について金商法第28条第2項第2号に規定する行為を業として行う者(以下「信託受益権販売業者」という。)があるが、これらの者が取り扱う信託受益権のうち証券化商品と同様の性質を有するものについても、原資産の情報が投資者に適切に伝達されることが重要である。そのため、信託受益権販売業者がこのような信託受益権の販売等を行う場合においても、日本証券業協会自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」に準じて、以下のような点に留意するものとする。

なお、信託受益権販売業者が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。

~ (略)

(5) (略)

. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)

- 2 業務の適切性(投資運用業)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

<p>- 2 - 5 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項</p> <p>- 2 - 5 - 3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) その他 ~ (略) (新設)</p> <p>____ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務)</u></p> <p>- 1 適格機関投資家等特例業務に係る業務の適切性</p> <p>- 1 - 2 適格機関投資家等自己運用業者の実態把握 適格機関投資家等自己運用業者(適格機関投資家等自己運用業(金商法第63条第1項第2号に規定する業務をいう。)を行う者をいう。)の業務に関する適切な状況把握を行うため、以下の事項に関し、金商法第63条第7項の規定に基づき、モニタリング調査票の提出を求めることとする。</p> <p>____ ファンド名 ____ ファンドの種類 ____ 運用財産総額</p>	<p>- 2 - 5 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項</p> <p>- 2 - 5 - 3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) その他 ~ (略) <u>投資法人による劣後投資法人債の発行について</u> <u>投資法人が劣後投資法人債を発行する場合には、発行条件(利回り等)によっては投資主の利益を損ねるおそれがあることを踏まえ、当該発行による資金調達必要性や発行条件の妥当性等について慎重に検討するとともに、それらの情報を適切に公表しているかどうか</u> <u>に留意することとする。</u></p> <p>____ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務等)</u></p> <p>- 1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</p> <p>- 1 - 2 実態把握 適格機関投資家等特例業者等(適格機関投資家等特例業者又は特例投資運用業者(改正法附則第48条第1項に規定する業務を行う者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の業務に関する適切な状況把握を行うため、以下の事項に関し、金商法第63条第7項及び改正法附則第48条第3項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。</p> <p><u>【国内所在の金商法第63条第1項第1号に規定する業務を行う者へのモニタリング(ファンド毎に実施)】</u> ____ ファンド名</p>
---	---

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

<p>- 2 諸手続</p> <p>- 2 - 1 届出業者リストの作成・公表及び更新等</p> <p>投資者が各業者の属性（登録業者と届出業者との別）に関する情報を把握できるよう、<u>適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者又は特例投資運用業者（改正法附則第48条第1項に規定する業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名、届出日、管轄財務局及び届出根拠（適格機関投資家等特例業者と特例投資運用業者との別）を掲載したリスト（以下「届出業者リスト」という。）を公表する。</u></p> <p>このため、財務局は1月ごとに、金商法第63条第2項、第3項若しくは第6項、第63条の2若しくは第63条の3第1項若しくは第2項又は改正法附則第48条第3項に基づく届出の受理状況を報告するものとする。金融庁は、当該報告等に基づいて届出業者リストを作成・更新し、金融庁ホームページに掲載するものとする。</p> <p>なお、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡をとることができず、その営業所を確知できないような適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、当該事実を届出業者リストに掲載することとする。その上で、当該掲載の日から3月を経過しても当該適格機関投資家等特例業者等から申出がないときは、原則として、当該適格機関投資家</p>	<p><u>ファンドの類型</u></p> <p><u>投資対象</u></p> <p><u>運用財産額又は運用財産予定額</u></p> <p><u>募集等額</u></p> <p>【国内所在の金商法第63条第1項第2号に規定する業務を行う者及び特例投資運用業者へのモニタリング（ファンド毎に実施）】</p> <p><u>ファンド名</u></p> <p><u>ファンドの類型</u></p> <p><u>投資対象</u></p> <p><u>運用財産額</u></p> <p><u>純財産額</u></p> <p>- 2 諸手続</p> <p>- 2 - 1 届出業者リストの作成・公表及び更新等</p> <p>投資者が各業者の属性（登録業者と届出業者との別）に関する情報を把握できるよう、<u>適格機関投資家等特例業者等の商号、名称又は氏名、届出日、管轄財務局及び届出根拠（適格機関投資家等特例業者と特例投資運用業者との別）を掲載したリスト（以下「届出業者リスト」という。）を公表する。</u></p> <p>このため、財務局は1月ごとに、金商法第63条第2項、第3項若しくは第6項、第63条の2若しくは第63条の3第1項若しくは第2項又は改正法附則第48条第3項に基づく届出の受理状況を報告するものとする。金融庁は、当該報告等に基づいて届出業者リストを作成・更新し、金融庁ホームページに掲載するものとする。</p> <p>なお、<u>上記 - 1 - 2 のモニタリング調査表の提出がない等の問題が認められた適格機関投資家等特例業者等については、当該事実を届出業者リストに掲載することとする。また、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡をとることができず、その営業所を確知できないような適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、当該事実を届出業者リストに掲載することとする。その上で、当該掲載の日から3月を経過しても当該適格機関投資家等特例業者等から申出がないときは、原則</u></p>
--	--

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

等特例業者等についての情報を届出業者リストから削除するものとする。

として、当該適格機関投資家等特例業者等についての情報を届出業者リストから削除するものとする。